

## 第2回 Jークレジット制度森林小委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：令和4年5月20日（金）13：00－15：00

場 所：農林水産省4階 第二特別会議室および WEB 会議にて開催

委 員：丸山委員長、浦上委員、佐藤委員、立花委員、恒次委員、二宮委員、本郷委員

事務局：林野庁

：小坂森林整備部長、川村課長、  
増山推進官、魚住補佐

経済産業省

：内野企画官

環境省

：井上室長

農林水産省

：中嶋補佐

みずほリサーチ&テクノロジーズ（株）

：荻田上席主任コンサルタント

### 【審議事項】

#### 1. 1 追加性要件

- ・森林経営活動方法論の追加性判断基準の見直しについて、①プロジェクト区域内で認証対象期間中に主伐を計画していない場合、および②主伐を計画している全ての林分について再造林を計画している場合は、経済的障壁を有する蓋然性が高いためプロジェクト実施者による追加性評価を不要とし、それ以外の場合については認証対象期間＋10年間の収支見通しで追加性を評価する、という案を事務局より提示した。審議の結果、単に追加性要件を不要とするのではなく、ポジティブリストとして制度事務局が経済的障壁を有することを検証するなどにより、プロジェクト実施者による追加性評価を不要とするという修正の上で、制度見直しの方向性については事務局案で合意し、具体的な制度文書改定案を作成することとなった。

#### 1. 2 主伐時の排出計上（再造林による吸収量の算定）

- ・主伐時の排出量計上の考え方を見直しについて、主伐後に再造林を実施した場合には、再造林された林分が標準伐期齢に達するまでの吸収量を、再造林時点で事後的に主伐排出量から控除する、という案を事務局より提示した。審議の結果、制度見直しの方向性については事務局案で合意し、詳細な論点については、制度文書改定案を作成する中で改めて個別に議論することとなった。

#### 1. 3 再造林活動方法論

- ・再造林に特化した新規方法論について、①森林の土地の所有者はプロジェクト実施者の資格を有さないこと、②森林経営活動方法論で登録されたプロジェクトと対象森林が重複しないこと、③再造林した林分の適切な保育施業について森林経営計画または（市町村森林整備計画に適合した）任意の計画を提出すること、④過伐採防止の観点から、森林計画区全体の森

林蓄積が基準年より減少している区域内にある森林は対象とならないこと、⑤認証対象期間は16年間とし、17年生に達した林分はプロジェクト実施地から外すこと、⑥プログラム型プロジェクトとしての登録を可能とすること、といった基本方針を事務局より説明した。審議の結果、制度見直しの方向性については事務局案で合意し、③の保育施業に係る「任意の計画」の妥当性・実効性をどのように確認するのか、といった論点については、方法論案を策定する中で検討することとなった。

#### 1. 4 木材利用の炭素固定量

- ・木材利用による炭素固定量について、クレジット付与先を木材サプライチェーンの“川上”である森林側とし、炭素残存率の評価期間を60年とする案を、事務局より提示した。審議の結果、制度見直しの方向性について議論の収れんがみられず、次回の森林小委員会に向けて、引き続き論点の整理を行うこととなった。

#### 1. 5 プロジェクト対象区域内の天然林の吸収量

- ・プロジェクト対象区域内の天然林の吸収量を算定対象にする案、および前回委員会での議論内容のまとめについて、事務局より説明した。審議の結果、制度文書の改定案を作成する中で森林簿のデータと森林生態系多様性基礎調査の結果を比較する吸収量算定プロセスの具体的手法を示す必要性が指摘されたが、制度見直しの方向性は事務局案で合意された。

#### 1. 6 その他の検討課題

- ・森林管理プロジェクトの認証対象期間を最長16年に延長する案、1990年以降の施業履歴の確認について現地調査による確認結果を認める案について、事務局より説明し、基本的に了解された。
- ・今回の制度変更に伴う認証対象期間中のプロジェクトの取り扱いについて、事務局より説明した。

#### 2. 今後のスケジュール

- ・今後のスケジュールについて、事務局より説明した。

文責：事務局